

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	介護老人保健施設の広告事項の許可		
根拠法令及び条項	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第98条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 介護保険法第98条第1項4号  ※別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成 9年 12月 17日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 30日 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成 25年 4月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

介護保険法

(広告制限)

第98条 介護老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- (1) 介護老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (2) 介護老人保健施設に勤務する医師及び看護師の氏名
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項
- (4) その他都道府県知事の許可を受けた事項